

新日本経済の在り方

335.6
N.72



0026436000

0026436-000

335.6-N72ウ

新日本経済の在り方

新潟県戦災引揚者更生同盟本部

1946

ADF

方り在の済経本日

1009
E
61

更生合作社とは何か？

- 経済更生の不可避的命運
- 経済更生の基本的條件
- 経済更生の基本理念

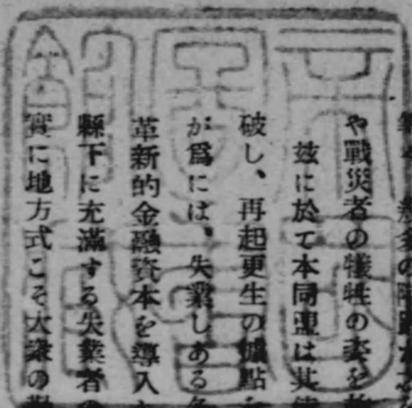
33.5.6
N72 別

新潟縣更生合作社設立趣意

デモクラシー新日本建設!! これは我々日本國民に課せられた不可避的運命である。然るに甲論乙駁、未だ混沌として虚脱の域を抜け切れないのは何故か? 政情の不安、經濟界の見透し、勞働問題の解決、思想界の將來、資材と資金の入手難等を、幾多の障礙が之を拒んでゐるからである。巷には失業者が滿ち溢れてゐるのに、政府の對策は頼むに足らず、引揚者や被災者の犠牲の妻を故山に晒しても、授護の見透しは冷淡と狹隘あるのみである。

茲に於て本同盟は其使命に鑑み、更生意慾に燃える同志的結合を以て、互に鼓舞激勵し、行手を阻む經濟社會の舊弊を打破し、再起更生の據點を民主的企業生産に求めんとするものである。即ち個々の働きに依りて打開し得ざる此種状態を破はんが爲には、失業しある各種各階層の人材を糾合して、「力ある者には力を! 金ある者には金を!」の民主的協力的の中に革新的金融資本を導入して、「復興の爲の生産」と、「合理的配分」を直結する「合作企業体」の中に融合せしめ、以て縣下に充満する失業者の更生を一舉に計るべき革新的組織体を完成せんとするものである。

實に地方式こそ大衆の勤勞意慾を向上せしめ、又遊休大資本を生産に轉化することに依り、眠れる産業に潑刺たる生氣を注入するものである。斯くして搾取なき生産企業に依り生れたる利潤は、國民大衆の文化水準を向上せしめ、眞に美しいデモクラシー日本建設の母胎となるであらう、これぞ我が新潟縣〇〇更生合作社を設立せんとする所以である。金融資本家諸士! 並びに勤勞大衆諸士! 來りて以て投資と運営に参加し、働く歡びを共感しつゝ、自治的自力更生を計り、民主和平日本の復興建設に寄與せられんことを望む!



新日本經濟の在り方

緒言 經濟更生の不可避的命運

敗戦！ 此冷厳なる現實は一体日本に何を與へたであらう
破壊と飢餓・失意と失業！ 經濟の半身不隨・思想の混亂・
道義の頹廢・數へ來れば限りが無い。
政治も經濟も思想も悉く亡國亡民の姿が隨所に「ハッキリ」
と出てゐるではないか。悲しむべし日本民族の行衛！
然し斷じて我々は此儘亡國へと轉落すべきではない。困苦
は勇氣の源泉である。萬難を克服して強く正しく生き抜いて
行かねばならない。今こそ和平日本建設に同胞總進發をなす
べき秋ではないだらうか。
何時迄も考へ込んでゐる愚を罷めよそして靜かに日本の行
末を考へて見ようではないか。生産のサボタージュや徒らな
る勞働爭議や日和見を決め込んで居る時では斷じてない。
苦難の中から日本の、そして我々の生きる道を見出さねばな
らない。
然し乍ら敗戦の中から世界の信望を得らるゝ平和日本を築

き上げやうとするには、勿論容易な事ではない。
茲に於て我々は、先づ必然的に日本將來の經濟の在り方を
お互に再検討して見る必要があり、又どうしても探し出さね
ばならぬ不可避的運命を持つて居るものである。
然らば其經濟更生策は如何にあるべきか。
以下本章に於て、之が更生理念と方策を發見せんとする所
以である。

第一、産業經濟逼塞の原因

今日の日本經濟、特に生産業は立枯れの姿であるが、何時
の日か生産の息吹きを見るであらうか。
之が原因は政情の不安、戰爭が生んだ變態的統制の欠陥、
輸送、勞働問題、資材、食糧等幾多の事情に起因すると雖も
根本的な原因は、今後の日本經濟が如何なる理念と、運営方
策に向つて歸趨さるべきかに、自信と勇氣を見出し得ないか
らであらう。
この様な事由に依り國家經濟が痲痺し、國民大衆が飢餓と

失業に彷徨ふものとせば、斯かる沈滞は斷乎許されざる所であつて、一刻も早く彼等に更生の理念と自信を與へ、再建の方策と勇氣を與へることを緊急必須條件とするものである。

第二、フアツシヨ日本經濟の展望

以上の要望を解決する過程として、現在の日本經濟の實態を回顧することは、より一層新理念獲得の裏付けに意義あるものと思ふ。

現在に於ける日本經濟の停頓は諸君が遙により多くの見解と結論を得て居らるゝから多言を要しないが、要するに前述の通り、時局柄今後の運営方策に對する見透しと自信を喪失した一種の生産サボであるのみならず、組織體自身が末期的資本主義症狀に行詰りの危険に達してゐるのである。即ち

- (1) 營利追求會社は打算の隘路に衝突して立往生してゐるばかりでなく、民主主義が要求する新經濟要領にポイコットされる運命に喘いでゐる。
- (2) 戰爭が生んだ幾多の獨善的變態統制組合は、國家の強力なる統制の力で漸く餘命を繋いで來たが、頼みとしてゐた統制力を漸次喪失した今日、正に崩壞寸前にあるは何を物語るであらうか。
- (3) 最も合理的存在と稱せらるゝ協同組合に於てさへ、官

僚との歴史的因果關係と、生産に根を持たない弱さにより既に其根底に動搖を來しつつある。

(4) 個人商店、個人産業亦勿論行詰つてゐる。何れの機構も激變する現下日本の情勢上多くの反省と檢討を加へなければ、新生日本經濟の中核體たり得ない實狀である。

第三、經濟更生の基本的條件を決定する爲の資料

然らば之に代るべき、より良き經濟更生の中核的存在はなにか。之を發見する前提として、最も華かに登場して來た労働組合、生産協同組合、生産自治體運動の三者に就て、其特色の要點を解剖して見る必要があらう。

(一) 企業體と労働組合に就て
一つの生産場或は企業體に於ける産業資本家と勤勞者團體との關係を最も正しく規正すべき労働組合は目下活發なる精力的活動を展開して、勤勞大衆の勤勞意慾を刺戟昂揚し、生産力を向上させてゐるとは謂ふものゝ、萬一それが企業家と直結することに依りて、或は經營に参加權を獲得したとしても、果して彼等が企圖する如く、社會に最大多數の最大幸福が得られるか否かは疑問である。

何故なれば、經營に對する自主性と金融資本家の参加を求められず、やがては失業の危險もあり、生産サボに對する單獨解決は如何に困難なる事であるかを考へさせられるであらうし、企業家も亦如何に時代の變轉に處するに困難なるかを痛感するであらう。

(二) 既設協同組合に就て

次に「協同組合」に就ては、消費組合的作用に止まるものならば兎も角、現下日本の要求する生産の絶體性が基本となる場合は、生産を第二義的に考ふることは行詰りであり、よしんば生産第一義的組合であつたとしても、これ迄の様な單なる「生産組合」的協同組合に止つてゐるて良いかや問題である。のみならず「生産組合」は多分に其對象が徒弟的な低賃銀労働者の苦汁の上に立つてゐる中小工業者又は零細産業資本を對象としたものとしなければならぬから、將來は之が國家再建上絶大の評價を獲得すると考へるは早計であらう。

(三) 新らしき生産自治體運動に就て

生産自治體運動が新しい構想の上に發足してゐるが、之は中國の工業合作社に示唆されたもので、企業に對して自主と責任を持たせる爲め、協同組合的に組織される勤勞者團體と國家再建に自覺と責任を有する進歩的金融資本家群を直結させ、民主的な企業體を確立させると共に積極的な自主生産力を與へんとする思想である。

労働組合が産業資本家と勤勞者の關係を規正するものなるに對して、生産自治體は金融資本との直結に依りて再建生産を開始し、總ての失業者に企業参加の機會を附與することとなるので吾々は多大の關心を有するものであるが、其危惧する所は持株及び出資の制限に依りて組織的大企業體に發展の可能性に乏しいことは中國工業合作社の實相に見出すことが出来る。

第四、經濟更生の基本理念

以上の如く現下日本の既成經濟機構並びに新しく登場して來た生産促進運動に就て、其利害得失が見極められた以上は自ら此處に經濟更生の革命的基本理念を把握する事が出来る筈である。

即ち生産の蘇生してゐない現下日本の經濟再建には、勤勞と資本の吻合に依り、勤勞意慾の上に立てられたる自治的の生産組織を確立することに其の構想の基礎を置くべきである。「資本を否定せず(金のある者は金を出す)、労働を商品化せず(力ある者は力を出す)」、「同志的結合に基く聯合起來」、「公平なる利潤の分配と、均等なる經營發言權を留保」の三點を理念とする協同組合的自治生産企業體に團結するならば、經營のサボも、階級闘争も、勞資争議も起り得べくも

ない。現下の日本は破壊や傍観よりも先づ建設である。而もそれは街に村に溢れる失業者大衆を吸収し無爲にして化せんとする遊休資本と施設を廻へらしむる生産が絶体先決条件である。何故ならば再建日本は、豊かなる緊急生産無くしては、政治も経済も民生も、其安定が有り得ないからである。

第五、經濟更生上の不可避的條件

以上の如く其の更生に基本理念が把握されるならば其方策に於て、自ら範疇せらるべき一定の指標を發見されるであらう。即ち我國特有の社會秩序を加味して、勞資大衆の聯合起來を企圖する企業体こそは、更生の不可避的條件であらねばならない。

- 而してこれは
- (1) 思想に於て
 - (i) 勞資均等なる立場に於て痛切なる更生意慾を燃やし、勇氣と和合及相互扶助の精神と連帶責任觀念が助長せらるべきこと。
 - (ii) (i)の觀念に基いて同志的結合を計り、他の不純な思想の混入を防止すべき事
 - (2) 組織に於て

第六更生合作社とは何か

(1) 合作社は日本で産業組合にも該當する中國名稱であつて、中國社會特有のギルド精神と近代科學性と國家目的とを作用せしめた特異な存在であるが、「支那事變」に於ては工業合作社として都市金融資本と合休して、奥地農村面に分散し日本軍の進攻や空襲より免れしむると共に、其機動性、伸縮性を特に共產軍に於て高度に活用したものである。

中支「和平地區」に於ても、「興亞院」大使館—行政院合作事業委員會」が日本産業組合的「指導」方法に依り中國合作社の結成に當つた。

終戦前に於ては其社員六十萬にも及び、配給及増産には相當の成績を挙げたが「治安關係」に依る農村浸透が不可能であつたのみならず、社員自体の根強い抗日的底流の勝利に依り眞の自發的發展を見られずして壊滅したものである。

(2) 此處に注目しなければならぬ點は、抗戰中國の合作社は細胞的組織要領と強靱性に於ては勝れてゐるが、都市資本財閥の領導性を否認し得なかつた事であり「和平中國」の夫れは無闇に押し付けられた軍閥の傀儡に過ぎなかつたし（興農合作社等亦然り）、日本産業組合は遺憾乍ら官僚御用機關に墮し去つた觀あることである。

- (i) 民主的機構と團結の下に組織されたる共同生産企業体であるが故に社員技術技量個性を充分に發揮活用せらるべき事
 - (ii) 無産勞働者も賃金獎與を企業出資に振替へることによりて共榮の權利を享受すること。
- (3) 資金に於て
- (i) 力（技術）と金の吻合を計るべきこと。
 - (ii) 金融資本との直結に依り生産力は自ら向上せしめらるること。

- (4) 利潤に於て
- (i) 利潤の均等なる配分を實行する故に生産意慾を昂揚すること。
 - (ii) 利潤の一部を以て公共施設の整備等を行ひ、生活水準の向上と文化の發達を期すこと。
- (5) 經營（運営）に於て
- (i) 一人一票の行使權を認むること。
 - (ii) 生産の自主的管理を許容すること
- と言ふ枠の中に彼等の團結的企業更生の大道を見出すことが出来る。
- 斯かる構想に基く企業体を吾人は「更生合作社」と呼稱するものである。

而して其何れもが、合作社の特異性よりして已むを得ざる事とは言へ、大企業的生産機構を有せず、又其實力ありとしても、それを第二義的に取扱つた事である。

従つて生産を絶體條件とする敗戦日本の現状よりして、かかる行方は今後の更生合作社運動に大なる改訂を加ふべきである。

- (3) 斯くして更生合作社の行き方に理念的な仕上げを加へるならば、
- (i) 勤勞と資本の吻合に依る生産自治企業體たること。
- (ii) 痛切なる更生意慾と同志的結合に依りて協同組合的に築き上げらるべき相互扶助、連帶責任合作機關たるべきこと。

(ii) 出資額に拘らず資本家、社員、従業員（勤勞者）に均等なる機會を附與すると共に、一人一票の投票議決權と、利潤の公平なる分配並びに、經營への平等なる發言を許容すること。

(4) 而して更生合作社の運営の基準は別表の通りとなる。

結 び

更生合作社運動は斯くして日本經濟の再建方途として必然的に胎動し、誕生し、發育して行く窮極的命運にある。

斯くして成長する更生合作社は、其の成長と共に次の如く至高の國家的要請に應へ得られるであらう。

(1) 國家の政治の善悪は直接自らの企業に影響するから、社員自ら國政を批判するを要し、従つて民主政治助成への大なる原動力となるであらう。

(2) 自らの經營を批判しなければならぬから、眞劍に經營を考へ、能率の向上を計り、眞の生産人民に轉換し、茲に劃期的産業の革命と生産報國の實を擧げるであらう。

(3) 勞資の協調を實現出來得るから、勞働組合問題も、生産管理問題も、思想混亂も合理的な解決が出來、従つて搾取無き勤勞と、勞資の和合歡喜と文化レベル向上の理想を實現し得ることとなるであらう。



更生合作社運動の展開に依つて血路を拓け

一、理 由

戰爭に依つて強ひられたる日本の經濟は、數年の間に驚嘆に値する變貌を遂げてしまつた。

少しでも似通つた産業組織、經濟機構は擧げて單一的の整理統合が行はれ、すべての生産配給部門は統制組織となつて目白押になつてゐる壯觀である。

然し、かうした強度の統制經濟は、終戦後の今日、果して時代に順應してゐるだらうか。例へば、あれだけの統制網を張り廻らした機構の中にも、ありつくべき豫定の配給米は、計畫通りに口に入らず、お互に營養失調と餓死線上をさまよつて居るが、街にはお米の加工品が法外のお化粧をして、並んでゐるではないか。

強力なバックが薄くなつた日本の、國家權力的統制は、戦後一年足らずの今日、既に闇市場に追従さへしてゐるのだ。かくして空廻りする統制經濟は物と規則の分離に依り、時代錯誤的症狀に崩壊せんとしてゐるのである。

村には地主資本がアクビをして居るのに、田圃には肥料を渴望する稲苗がヒヨロ／＼と伸び、街には煙の出ない煙突の下に、失業勤勞大衆が蠢めいて居る。

此の儘、手を拱いて過すならば、日本の産業經濟は、必ず破滅と狂暴に、轉落の道を進んであらう。

然しさうなつたら大變である。何とかして理性と誠の根のあるうちに、速く更生の血路を發見し、之に同胞愛と汗に依る勤勞生産に振向けられねばならないのだ。

失業大衆の救済と産業經濟の息吹は、しかく緊急事であるが、さりとて闇や不法行為に依る姑息的救済策を許容することは民族の理性が消滅しない限り、許さるべきものでなく、それは彼等に墜墜すべき轉落の機會を與へることとなるのである。

然らば、失業無産者の生産への生き方には、如何なる道ありや、と言へば結局自分達の力に依る明るい同志的團結に結ばれた自力更生だけが存する。然しこれは社會の實情が、今日の如き状況では至難事である。冷厳な隘路と既成機構の絶壁が續いてゐる限り、失業の道は續くであらう。

そこで吾々は自力更生のため、鐵壁を乗り越へ、荆の道を切り拓いて、生きて行く信念と手段を新に発見しなければならぬ。

結論として吾々は、更生合作社運動を通しての、自力更生を企圖するものである。此の最後の結論を見出す過程として私共の経験と所感を述べる必要があらう。

吾々の一部は支那大陸にありて、つゞきに中國社會組織と傳統的經濟機構を見て來たのであるが、今日迄の政策の誤れる侮蔑的支那觀が、如何に實相を歪曲し、敗戦の眞因を造つたかを、痛切に感ずる所があつたのである。

最も低級なりと思はれて居る支那社會は、實は最も高い相互扶助社會であつた。最も出鱈目な機構であると思はれてゐた經濟方式は、最も堅實な行き方であつたのである。又最も幼稚なりと見られて居た農業技術は、實は五千年の經驗に基く、最も安全なものであつた。支那工業合作社に取材する吾々が、更生合作社運動の提唱も、實に右と軌を一にする所よりヒントを得てゐるのである。

善いと言ふ事が確認せられ、而も日本の現状に當てはまる事が分れば、吾々は卒直に見做ふことを躊躇してはならないのである。

吾々の一部は戦争前の日本の産業組合や農會を見つめた儘中國に渡り、日本の合作社の結成を和平中國に奨め、「指導」

本を吻合せしめることに依つて生産を蘇生しなければならぬ。此の似てゐること。

(4) 民主日本が採らねばならない企業形式の彼我の宿命的な一致點。

例へば、勤勞者に經營參加の機會を與へたり、勤勞賃金の出資繰入れによつて彼等に發言權を持たせたりすることは、今日の日本勞働問題が要求してゐる點と一致するのである。

新しい日本が要求してゐる生産企業体並に失業救済問題解決に此の如く支那工業合作社が規範たり得る以上は、その結論を之に倣ふ更生合作社運動に持つてゆくのは當然のことである。

さて、斯くしていよいよ日本更生合作社運動の理念的自覺を見出したのであるから、之を日本に於て實行運動に移すためには若干の日本特有の社會秩序を加味した行き方を検討して見なければならぬ。それは先づ、

(1) 思想的には飽く迄勞資が均等なる立場に於て、和合と勇氣と痛切なる更生意欲への一致を計り、共に不純なる思想を妨止すべきこと。

(2) 組織方式としては勞資直結による同志的共同生産企業体たると共に一人一票の行使權を認め、勤勞者の經營參加を許容すべきこと。

(3) 資金及利潤に於ては、金融資本の導入に依る生産力の

したものであるが、皮肉にも中國社會の實体に符合し、民族の抗日精神に訴へた重慶側工業合作社、勝利は否定すべくもなく、此處にも日本の悲鳴を聞いたのである。

然らば、支那工業合作社とは如何なるものであるか、と言ふと一九三八年、陝西省に於て、初めて組織されたもので、これが財界の有力者並に米英人の支持協力を得て抗戦支那の國家的生産要求を満足すると共に、

(1) 戦禍と失業の混亂防止に貢献し、荒廢と失陥のマイナスを合作社企業体に依つて補つたものである。

(2) 又奥地要求の面に展開する合作社が都市金融資本と直結して、勞資の吻合を計ると共に

(3) 特に注意しなければならぬことは、その運營方式が、今日吾々の逢着し、且向はなければならぬ代表的民主主義經營方式であつたことである。

之を吾々が當面する社會狀勢と生産の絶對性に照合して見ると、ピツタリ一致するものを發見するのである。即ち

(1) 現下の日本は戦禍と荒廢と失業救済に對する一刻も早く且新しい行き方を、見出さねばならぬこと。

(2) 中國奥地が交通資材其他の不便の爲、近代的大企業体の不可能なる部分ありたる點を合作社によつて補つたことは今日の日本の痲痺した地方實情と符合してゐること。

(3) 部落にたどりついた無數の戦災引揚者の大群に遊休資

向上と、利潤の勞資公平なる分配を計るべきこと。

に日本更生合作社運動の基準を置くべきである。

斯くの如き方式こそ民主日本が要求する新方式であらねばならず、資本家の存続を許される唯一の道であり、引揚者戦災者のみならず勤勞大衆の生活を歡喜に導く方途であらねばならないと思ふ。

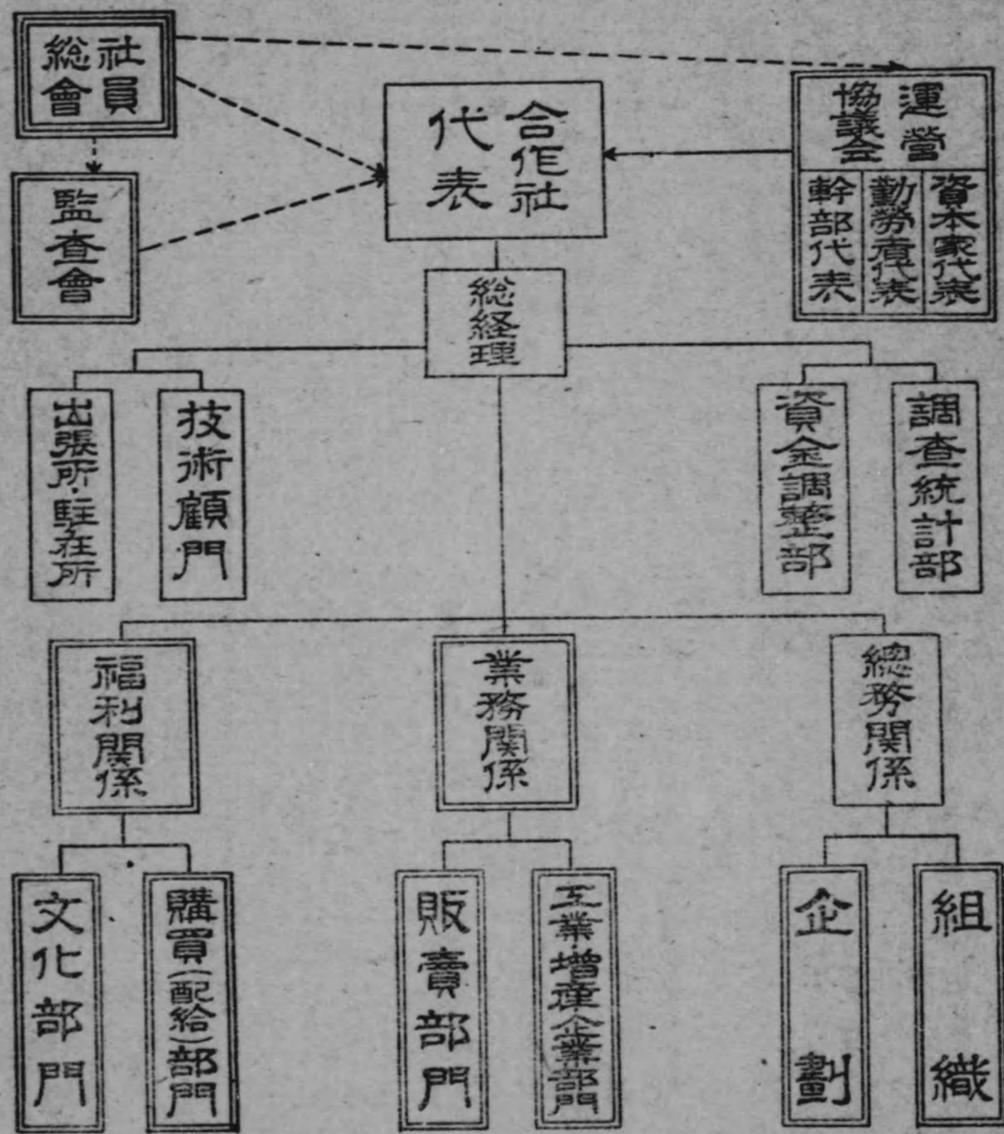
二、合作社の作り方

(1) 組織

現今の様な社會的是正が不充分で、而も資材、交通の不便な日本に於ては、とりも直さず生産及び配給の絶對的緊急要請に即應して、部落に、又町に單位小合作社の簇立が先づ必要であらう。

而して單位合作社は卷末に示した様な定款見本に準じ、○更生合作社と言ふ様な名稱に統一してイデオロギーと、目的を明確に示し、新日本の生産革新の先鋒たる旗色を鮮明にして置く必要があらう。何故ならば、合作社の行き方及び運營の何れもが、今迄にない特異性を帯びてゐるから、現行法規、統制機構、既成慣習等との調整及び隘路の打開等に幾多の未解決なる部分の共同の處理折衝を要するからである。然し合作社が新日本の革新的生産企業体として大發足せん

合作社内部機構圖



◎本圖ハ單位合作ノ内部機構ヲ示スモノデアルガ理念・方針・要領ヲ一ニスル新企業体ノ上下左右ノ聯繫ハ逐次組織の大企業体ニ發展シテ行フベキデアラウ。

〇〇更生合作社定款(案)

第一章 總 則

註 ○印 新方式に基く事項
△印

第一條 名 稱

本自治企業体ノ名稱ハ〇〇更生合作社ト稱ス

第二條 所 在

本合作社(以下本社ト稱ス)所在地ハ〇〇〇〇〇〇トスル

第三條 原則・目的・事業

一、本社ハ左ノ原則ニ基クモノデアル

- (1) 資本金・戰災者・引揚者・勤勞者ハ凡テ本社員トシテ加入シ勞資直結ニ依ル生産力ノ向上ヲ期ス
- (2) 經營管理ニ就テハ一社員ハ一票ノ投票權ヲ有スル
- (3) 利潤ノ分配ハ勞資公平ニ分配ヲナス

二、本社ハ左ノ目的ヲ有スルモノデアル、

- (1) 民主日本ノ經濟更生
 - (2) 團結・和合・相互扶助精神ノ昂揚
 - (3) 文化的生活水準ノ引上ゲ
- 三、本社ハ左ノ事業ヲ行フモノデアル
- (1) 生産企業及生産ト消費ノ合理的結合

第四條 地 域

本社ノ諸活動ノ地域ハ〇〇一圓トスルガ必要ニ應ジテ〇〇各地ニ出張所ヲ設ケルコトガ出來ル
但シ此際ハ關係更生合作社トノ連繫、諒解ヲ密ニスル

第二章 社 員

第五條 社員ノ資格

- (1) 區域内ニ居住スル戰災・引揚者又ハ之ニ關係アルモノ
- (2) 區域内ニ居住スルカ又ハ關係アル資本金家及勞務者
- (3) 他ノ更生合作者又ハ事業團體加入者

第六條 加 入

- (1) 社員トナリタイ者ハ所定ノ手續ヲ經テ出資金ト共ニ申込ムモノデアル
- (2) 團體加入ヲ申込ム場合ハ運營協議會ノ承認ヲ經ルヲ要スル
- (3) 一般勤勞者モ第十八條(2)ノ(ハ)ニヨリテ社員トナルコトガ出來ル

第七條 社員ノ資格喪失

- (1) 第六條ニ違背シタル時
- (2) 少クとも一株ノ保有ヲ失ツタ時
- (3) 精神異常及死亡
- (4) 辭任及規定ニ依ル脱退者・被除名者

第八條 脱退

社員ガ脱退シヨウトスル場合ハ本社會計年度末六十日以前ニ書面ヲ以テ運營協議會宛通告スルヲ要スル

第九條 義務

本社員ハ本規定ニ依ル義務ヲ負フコトニ同意シタルモノト看做ス

第三章 出資金

第十條 總出資額

本社ノ總出資額ハ發起人ニ於テ之ヲ決定スル

第十一條 負債ノ責任

本社ガ外部ニ負ツタ債務ニ對スル各社ノ責任額ハ各社員ノ申込シタ出資金額ノ按分比ニ依ル

第十二條 出資券ノ價格

出資券額面高ハ左ノ種類ニ分ケル
五十圓券 百圓券 五百圓券 壹千圓券 五千圓券

一枚ヲ以テ一株トスル

第十三條 出資券ノ讓渡及償還

- (1) 出資券ハ社員ノ資格喪失、持株制限超過及脱退ノ場合ノ外ハ他ニ讓渡スルコトガ出來ナイ
- (2) 出資券ノ讓渡ガ不可能ノ場合ハ脱退スル社員ニ對シ脱退ノ効力發生ノ日ヨリ一年以内ニ本規定ニ定メラレタ價格ヲ支拂ニ應ズル
- (3) 償還濟ノ出資券ハ無効トナル
- (4) 如何ナル社員モ本社ニ對シ所有スル債券ヲ出資拂込金ニ充テルコトガ出來ナイ
- (5) 如何ナル社員モ拂込完了ノ出資券ヲ本社又ハ本社員ニ對スル債務ノ返還ニ充テルコトガ出來ナイ
- (6) 如何ナル社員モ本社ニ對シテ債務ヲ負ヘル期間中ハ出資券ノ讓渡ヲナシ得ナイ

第十四條 出資ノ制限

一社員ノ持チ得ル出資高ノ限度ハ發起人ニ於テ決定スル

第十五條 權利ヲ喪失シタル者ニ對スル出資償還

第七條ニ定メタ精神異常及破産、公權ノ喪失或ハ死亡ニヨリ社員ヲ脱退シタル時ハ本人ノ出資券ハ其ノ指名者或ハ正當相續人ニ對シ一年以内ニ支拂フモノデアアル

第十六條 出資金償還價格ノ決定

第十三條第十五條第十一條ノ諸目的ノ爲メ出資券價格ノ決定

定ハ前會計年度末ノ本社財産査定後運營協議會ニ依リ行ハレル

第十七條 正統受益人

前第十五條ニヨル正統受益人ハ指名又ハ相續ノ日ヨリ三日以内ニ證據書類ト共ニ届出ヅルモノデアアル

第十八條 利益金ノ處分

- (1) 利益金ヲ確認スルニ當リ運營協議會ハ年度末決算ニ基キ監査會ノ會計檢査ヲ經テ左ノ項目ヲ優先控除スル
 - (イ) 借入金利子及△出資金利息
 - (ロ) 資産ノ減價償却
 - (ハ) 前年度繰越損失
 - (ニ) △定期總會ニ於テ決定セラレタル出資配當金ノ一部資金振替
 - (ヘ) 拂込濟出資金配當³/₁₀
 - (ニ) 右ノ殘額ヲ純益トシテ扱ヒ左ニ分割處分スル
 - (イ) 後期繰越金²/₁₀
 - (ロ) △社員ノ文化福利共濟施設資金¹/₁₀
 - (ハ) 年度總會ノ議決ニ基ク運營協議會及幹部¹/₁₀
 - (ニ) △一ヶ年間ニ社ヨリ受ケタル賃金比例ニヨル勤勞社員及ビ勤勞非社員³/₁₀

第十九條 配當金ノ振替

第四章 會議

第二十條 總會ノ成立及召集

- (1) 社員總會ハ毎年、前年ノ收支決算終了後六十日以内ニ之ヲ開ク
- (2) 運營協議會又ハ監査會ハ必要ニ應ジテ總會ヲ召集スルコトガ出來ル
- (3) 社員ハ總數ノ三分ノ一以上ノ要求アレバ何時デモ運營協議會ニ對シテ總會召集ヲ要求スルコトガ出來ル
- (4) 總會ノ議長ハ運營協議會議長ヲ以テスル、差支アル時ハ監査會議長又ハ總會ノ選舉ニヨル議長ガ逐次議長トナル
- (5) 毎年定期總會ハ十日ノ猶豫ヲオキ、全社員ニ書面デ豫告スル
- (6) 全社員ノ過半数ヲ以テ定款トスル
- (7) 議案通過ニハ出席社員ノ過半数ノ同意投票ヲ要スル

第二十一條 投票

議案通過ニハ出席社員ノ過半数ノ同意投票ヲ要スル

- (2) 役員ノ失格ニハ全社員ノ二分ノ一以上ノ同意投票ヲ要スル
 - (3) 本定款ノ改正ニハ出席社員ノ四分ノ三ノ同意投票ヲ要スル
 - (4) 本社ノ解散及ビ合併ニ於テハ全社員ノ四分ノ三ノ同意ヲ要スル
 - (5) 各社員ノ自己ノ所有スル株數、出資額ニ不拘一票ノ投票權ヲ有スル
 - (6) 出席不可能ノ社員ハ書面ヲ以テ一名ノ代理者ヲ指定シ得ル
 - (7) 團体加入者ヲ代表スル社員(第五號)ノ投票數ハ實情ニ即シ運營協議會ニ於テ決定スル
- 第二十二條 總會ノ權限ト義務
- 總會ハ次ノ權限及ビ義務ヲ有スル
- (1) 全社員ノ利益確保ノタメニ最高議決權ヲ行使スル
 - (2) 本社ノ理事役員ヲ選舉スル
 - (3) 本社ノ事業方針ヲ決定スル
 - (4) 貸借對照表、收入計算表、損益計算表、財産目錄、事業報告、餘利金分配案ニ對スル議決
 - (5) 社員ノ加入除名ニ關スル事項
 - (6) 借入金ニ對スル理事ノ契約許容限度
 - (7) 定款ノ變更

(8) △資金ノ増減ニ關スル議決

第五章 役職員

- 第二十三條 理事、運營協議會及ビ其ノ組織
- 運營協議會ハ左ノ役員ヲ以テ組織スル
- (イ) 毎年總會ニ於テ選任セラレル五名ノ理事
 - (ロ) △業務部門幹部五名
 - (ハ) △選舉ニ依ル各部門勤勞代表五名
- 第二十四條 缺員
- 理事及ビ其他ノ運營協議會議員ニ缺員ヲ生ジタル場合ハ前條ニ於テ代理者又ハ臨時總會ニヨル補充、同條(ロ)ハ相互選舉ニヨリ補充スル
- 第二十五條 任期
- 理事及ビ其他ノ運營協議會議員ノ任期ハ一ケ年トシ再選ヲ妨ゲナイ
- 第二十六條 運營協議會ノ運用
- (1) 運營協議會ハ少クモ月一回開催スル
 - 定員ハ議員ノ過半數トスル、議決ハ出席者ノ多數決ニヨル
 - (2) 運營協議會ハ三ヶ月一回監査會ト合議スル、定員ハ兩會役員數ノ三分ノ二以上トシ、決議ハ多數決ニヨル

- 第二十七條 役員ノ選出ト其ノ權利義務
- (1) 理事長ハ理事ノ互選ニヨル
 - (2) 運營協議會議長ハ理事長トスル
 - (3) △運營協議會ハ總會ノ議決範圍ニ於テ社ノ業務ヲ運營スル
 - (4) △運營協議會ハ一般社務ノ運營ニ當ルモノトス
 - (5) 常任理事ハ運營協議會ノ決定スル範圍ニ基キ業ヲ處理スル
 - (6) 常任理事ハ理事ノ互選トスル
 - (7) △運營協議會ハ諸法規ヲ遵守シ善良ナル合作企業体ノ重責ヲ有スル思慮ヲ失ハナイコト
- 第二十八條 監査會ト其ノ權限義務
- (1) 監査會ハ總會デ選舉セラレタ三名ノ社員ニヨツテ組織セラレ其ノ任期ハ一ケ年トスル、但シ重任ハ妨ゲナイ
 - (2) 監査役ハ社ノ如何ナル役員モ兼ネルコトが出来ナイ
 - (3) 監査會ハ會計ヲ監査スル
- 第二十九條 職員
- 職員ハ理事長之ヲ任免スル、但シ重要ナル地位アル職員ニ對シテハ運營協議會ノ承認ヲ得ルモノトスル

第三十一條 資金ノ保管運用

資金ハ運營協議會ノ議決ニ基キ確實有利ナル預入機關ニ社名ヲ以テ預ケ入レル

第七章 除名、失格、解職

- 第三十二條 社員ノ除名
- 社員ハ非合法行為、或ハ本社ノ利益ヲ阻害スル行為ガアツタ時ハ總會ノ三分ノ二ノ賛成投票デ除名サレル
- 除名サレタモノヘノ出資金拂戻シハ第十三條第十六條ニヨル
- 第三十三條 役員ノ失格、解職
- (1) △役員ガ故意ニ社ノ運營ニ重大ナル障害ヲ與ヘタル場合ハ總會ノ過半數ノ決議ヲ經テ失格セシメラレル
- 第三十四條 異議申立
- 解職セラレタ職員ガ異議アルトキハ運營協議會ニ異議申立ヲスルコトが出来ル

第六章 會計

第三十條 財政會計年度

第八章 解散

第三十五條 解 散

本社ハ社員ノ四分ノ三以上ノ同意ガアツタ時ハ解散スルコトガ出來ル

第九章 附 則

第三十六條 本定款ニ規定サレテキナイ部分ハ本定款ニ關係アル諸法規ニ據ル

第三十七條 本定款ハ本社設立ノ日ヨリ効力ヲ發生スル

以 上

合作社を結成せんとする場合には當同盟本部に御連絡下さい色々御相談に應じます

製 本 控	同 第	號
1009 國	21 號	年 月 日
書 名	新日本經濟。在り方	
著 者		
受 入	昭 21 年	7 月 9 日
備 考	/ 冊	



1009
61

新 瀋 縣 志 編 者 更 生 同 盟 本 部 刊

新 瀋 市 學 校 一 新 瀋 縣 內

¥ 50.00

